



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月17日金曜日 第2664号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 456

## 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (12件) ..... (経営支援課) ... 458
- 加入区の設定及び廃止 (養殖共済) の一部改正..... (漁政課) ... 465
- 加入区の設定 (養殖共済) ..... ( " ) ... 465
- 土地改良区役員の就退任の届出 (3件) ..... (東予地方局農村整備課) ... 466
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧 (2件) ..... ( " ) ... 466
- 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 467
- 土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 467
- 道路の区域変更 (県道砥部伊予松山線) ..... (中予地方局管理課) ... 467
- 道路の供用開始 (県道松山北条線) ..... ( " ) ... 467
- 道路の供用開始 (県道中山伊予線) ..... ( " ) ... 468
- 道路の供用開始 (県道串中山線) ..... ( " ) ... 468
- 土地改良区連合役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 468
- 土地改良区の定款変更の認可 (3件) ..... ( " ) ... 468
- 道路の供用開始 (県道小田河辺大洲線) ..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 468
- パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託 (2件) ..... (警察本部会計課) ... 469

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 469

## 規 則

### ○愛媛県規則第30号

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月17日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県立自然公園条例施行規則 (昭和34年愛媛県規則第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
<b>第17条</b> 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 省略 (6)の2 河川法 (昭和39年法律第167号) 第3条第2項に規定する河川管理施設 (樹林帯を除く。)、砂防法 (明治30年法律第29号) 第1条に規定する砂防設備、森林法 (昭和26年法律第249号) 第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法 (昭和31年法律第101号) 第2条第1項に規定する海岸保全施設 (堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和	<b>第17条</b> 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(6) 省略 (6)の2 河川法 (昭和39年法律第167号) 第3条第2項に規定する河川管理施設 (樹林帯を除く。)、砂防法 (明治30年法律第29号) 第1条に規定する砂防設備、森林法 (昭和26年法律第249号) 第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法 (昭和31年法律第101号) 第2条第1項に規定する海岸保全施設 _____、地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和

44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(6)の3~(33) 省略

44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

(6)の3~(33) 省略

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p><b>第15条</b> 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第17条において同じ。)その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設(樹林帯を除く。)</p> <p>(オ)~(ム) 省略</p> <p>エ・オ 省略</p> <p>(2)~(14) 省略</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p><b>第15条</b> 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設 _____ 其 _____ 其 その他の海水の浸入又は海水による浸食を防止するための施設</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設 _____</p> <p>(オ)~(ム) 省略</p> <p>エ・オ 省略</p> <p>(2)~(14) 省略</p>

(愛媛県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出等の対象とならない行為)</p> <p><b>第7条</b> 条例第5条第4項第1号に規定する規則で定める行為は、次 _____ に掲げるものとする。</p> <p>(1) 海岸法に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)に関する工事に係る行為</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(届出等の対象とならない行為)</p> <p><b>第7条</b> 条例第5条第4項第1号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 海岸法に規定する海岸保全施設 _____ に関する工事に係る行為</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成20年愛媛県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p>	<p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p>

第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 省略

イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第23条第1項において同じ。）、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。第23条第1項において同じ。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

エ～ヤ 省略

(2)～(10) 省略

第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 省略

イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設

\_\_\_\_\_、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設

\_\_\_\_\_を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

エ～ヤ 省略

(2)～(10) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第484号

大規模小売店舗地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年4月17日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
スーパードラッグコスモス東予店	西条市周布613番地1外	大規模小売店舗を設置する者	株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	J A三井リース建物株式会社 代表取締役 春原博 東京都品川区東五反田二丁目10番2号	平成20年3月7日	平成27年4月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ドラッグコスモス愛南店	南宇和郡愛南町御荘 平城3991番1 外	大規模小売店舗を設置する者	株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区 博多駅東二丁目10番 1号	J A三井リース建物 株式会社 代表取締役 春原 博 東京都品川区東五反 田二丁目10番2号	平成23年 11月17日	平成27年 4月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第486号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
DCMダイキ新居浜店	新居浜市瀬戸町甲40 75番地	大規模小売店舗の名称	ダイキ one 新居浜	DCMダイキ新居浜店	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居1 丁目153番地 外	大規模小売店舗を設置する者の名称				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第487号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCMダイキ西条店	西条市朔日市796番1	大規模小売店舗の名称	ダイキ西条店	DCMダイキ西条店	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		
DCMダイキ周桑店	西条市周布750番地1 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ周桑店	DCMダイキ周桑店		
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				
マルナカ壬生川店	西条市北条1594 外	大規模小売店舗を設置する者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第488号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCMダイキ北条店	松山市北条辻410番1 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ北条店	DCMダイキ北条店	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		

		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称			
DCMダイキ美沢店	松山市美沢一丁目9番33号	大規模小売店舗の名称	ダイキEX美沢	DCMダイキ美沢店	
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称			
DCMダイキ朝生田店	松山市朝生田町540-1 外	大規模小売店舗の名称	ダイキナーサリー朝生田店	DCMダイキ朝生田店	
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称			
平田ショッピングセンター敷地A	松山市平田町162番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称			
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第489号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン重信・DCMダイキ重信店	東温市野田3丁目1番13号 外	大規模小売店舗の名称	フジグラン重信・ダイキEX重信	フジグラン重信・DCMダイキ重信店	平成27年3月1日	平成27年4月1日
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第490号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第491号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
リバーサイドショッピングセンター	伊予郡砥部町拾町20番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
DCMダイキ宮内店・スーパー田中	伊予郡砥部町宮内1031番1号 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ宮内店・スーパー田中	DCMダイキ宮内店・スーパー田中		
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCMダイキ大洲店	大洲市東大洲1220番6	大規模小売店舗の名称	ダイキ東大洲店	DCMダイキ大洲店	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第493号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCMダイキ宇和店	西予市宇和町卯之町4丁目518番3 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ宇和店	DCMダイキ宇和店	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
		大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜

支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第494号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCMダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段甲672番地 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ宇和島南店	DCMダイキ宇和島南店	平成27年 3月1日	平成27年 4月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ダイキ株式会社	DCMダイキ株式会社		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第495号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
ユニクロ宇和島店・西松屋宇和島店・シューブラザ宇和島店	宇和島市祝森甲1672-1 外	駐輪場の位置	3 箇所	3 箇所	平成27年 4月24日	平成27年 4月7日
		荷さばき施設の位置	3 箇所	3 箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振

興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第496号

加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成26年4月愛媛県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p> <p>省略</p> <p>4 小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業又は小割り式5年魚くろまぐる養殖業</p> <p>省略</p>	<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、<u>小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</u></p> <p>省略</p> <p>4 小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業<u>又は小割り式4年魚くろまぐる養殖業</u></p> <p>省略</p>

○愛媛県告示第497号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成27年4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名称	区 域
伊予灘第11加入区	伊区第12号漁業権漁場の区域

2 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式2

年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	区 域
宇和海第159加入区	宇特区第298号漁業権漁場の区域
宇和海第160加入区	宇特区第299号漁業権漁場の区域

3 小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業又は小割り式5年魚くろまぐる養殖業

加入区の名称	区 域
宇和海第18加入区	宇特区第300号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 本 賢 二	今治市徳重259番地 4

○愛媛県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11 - 18
"	真 鍋 勝 幸	新居浜市多喜浜五丁目 3 - 34
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目 1 - 49
"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10 - 36
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目 1 - 64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14 - 23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目 1 - 12
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目 4 - 20
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町 7 - 33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12 - 11
"	加 藤 謙	新居浜市阿島二丁目 9 - 36

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11 - 18
"	真 鍋 勝 幸	新居浜市多喜浜五丁目 3 - 34

"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10 - 36
"	妻 鳥 安 博	新居浜市阿島三丁目 2 - 3
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目 1 - 49
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目 1 - 64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14 - 23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目 1 - 12
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町 7 - 33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12 - 11
"	加 藤 謙	新居浜市阿島二丁目 9 - 36

○愛媛県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	鈴 木 邦 宣	新居浜市星原町 9 - 11

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	鴻 上 公 俊	新居浜市上泉町 6 - 25

○愛媛県告示第501号

西条市小松町第五土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（ほ場整備・徳重地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（ほ場整備・徳重地区）計画書の写し
- (2) 西条市小松町第五土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年 4月20日から 5月21日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁、東予総合支所及び小松総合支所

○愛媛県告示第502号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（かんがい排水・西浜地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
 (1) 新規土地改良事業(かんがい排水・西浜地区)計画書の写し  
 (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し  
 2 縦覧期間

平成27年 4月20日から 5月21日まで  
 3 縦覧場所  
 四国中央市役所本庁

○愛媛県告示第503号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-21)第16654号	平成22年 3月16日	(株)キャンパス	徳丸 博司	今治市宮窪町宮窪4195-3	平成27年 3月13日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-22)第16703号	平成22年 6月29日	(有)日晴建設	日野 裕二	新居浜市上原3-1-68	平成27年 3月26日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第6608号	平成22年 10月5日	薦田建設(株)	薦田 博孝	新居浜市宮原町2-17	平成27年 3月30日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-25)第15442号	平成25年 10月28日	(有)山中鉄筋工業	山中 勇	西条市大町955-9	平成27年 3月30日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-25)第15462号	平成25年 11月26日	(株)セイフティー東予	加藤 晶子	新居浜市松の木町1-14	平成27年 3月31日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第504号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市朝生田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折633番1地先から 同町七折627番1地先まで	旧	メートル 5.4~9.5	キロメートル 0.183	
			新	12.2~56.8	0.165	

○愛媛県告示第506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市下伊台町1725番19から 同町1687番5まで	平成27年 4月17日

○愛媛県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市平岡字八ノラ谷286番6から 同字286番7まで	平成27年 4月17日

○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	伊予市中山町中山戊559番3から 同町中山11号392番2まで	平成27年 4月17日

○愛媛県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 4月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
監 事	水 谷 義 弘	宇和島市吉田町南君3053番地1 - 1 - 2

吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

○愛媛県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三間土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

○愛媛県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊方町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

○愛媛県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2219番から 同町山鳥坂2215番まで	平成27年 4月17日

○愛媛県告示第514号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。  
平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地 7	パ - キングチケット発給設備（松山東警察署管内）からの手数料の収納の事務	平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで

○愛媛県告示第515号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。  
平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地 7	パ - キングチケット発給設備（今治警察署管内）からの手数料の収納の事務	平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 4月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 4月 6日	特定非営利活動法人 日本ケアドッグ協会	佐 賀 栄	松山市安城寺町542番地 1	この法人は、セラビードッグ・災害救助犬およびハンドラー、補助犬の育成事業を行う。育成したセラビードッグやハンドラーによる老人福祉施設・教育施設・養護施設への訪問活動を行い、犬とのふれあいを通じて命の大切さやぬくもりを伝えることで、子どもたちの情操教育、高齢者や障害を持つ方の心のケアなどの福祉活動事業、また災害救助犬を育成し災害救援活動の推進を図ることで、地域社会への貢献に寄与することを目的とする。